

熊本県内における病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等実施要項

1 趣旨

この要項は、熊本県内における病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等の取扱いを定めるものであり、「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発第0415第6号厚生労働老健局通知）の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 実施主体等

本事業は、熊本県（以下「県」という。）、熊本市（以下「市」という。）、公益社団法人熊本県医師会（以下「医師会」という。）及び公益社団法人熊本県看護協会（以下「看護協会」という。）の共催にて実施する。

また、3（3）の研修において県が行う業務については、看護協会に委託する。

3 事業内容

（1）認知症対応推進医師（くまもとオレンジドクター）及び認知症対応推進看護師（くまもとオレンジナース）養成研修（以下「ステップ1研修」という。）

ア 実施内容

病院内において、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修を行う医師、看護師を養成するための次表に定めるものとする。

医療研修	・ 管理者としての役割 ・ 病院の対応方針 ・ 認知症医療（特徴と対応、認知症とせん妄の違い等） ・ 事例検討
総合研修	・ 認知症の方への対応 ・ コミュニケーション、せん妄、転倒への対応 ・ 介護施設における認知症対応 ・ 病院、施設間での情報共有 ・ 認知症の人の家族の声 ・ 事例検討

※上記の内容を、3日間の日程で実施する。

イ 研修対象者

【医師】

次の全ての要件を満たす者とする。

（ア）受講看護師の所属する病院に勤務する管理者クラスの医師であること。

（イ）研修のうち、少なくとも医療研修部分を受講できる者であること。

（ウ）研修修了後に、病院単位研修を実施し、または病院単位研修においてその病院での認知症への対応方針を示すことができる者であること。

【看護師】

次の全ての要件を満たす者とする。

(ア) 熊本県内の病院に勤務する、実務経験 5 年以上の看護師（師長、主任を含む。）であること。

(イ) 研修の全日程（3 日間）を受講できる者であること。

(ウ) 研修修了後に、病院単位研修を講師となって実施できる者であること。

※研修受講者については、医師会とも協議のうえ決定するものとする。

ウ 研修修了者

ステップ 1 研修により養成された医師を「認知症対応推進医師（くまもとオレンジドクター）」、看護師を「認知症対応推進看護師（くまもとオレンジナース）」と称する。

(2) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（以下「ステップ 2 研修」という。）

ア 実施内容

次の（ア）及び（イ）の研修を行うことにより、各医療従事者に、認知症に対応するための能力を向上させるために必要な知識及び技術を修得させるものとする。

(ア) 病院単位研修

認知症対応推進医師（くまもとオレンジドクター）及び認知症対応推進看護師（くまもとオレンジナース）を講師とし、実施計画等を作成し、その所属する病院内で実施するものとする。

(イ) 全体研修

実施主体が、認知症看護認定看護師等を講師として実施する。日時や場所については、開催時に別途定めるものとする。

イ 研修対象者

熊本県内の病院に勤務する医師、看護師等の医療従事者とする。

ウ その他

病院単位研修を実施する認知症対応推進医師（くまもとオレンジドクター）又は認知症対応推進看護師（くまもとオレンジナース）は、研修の計画を（様式 1－1）により管轄の県又は市に提出し、研修実施後、その結果を（様式 1－2）及び（様式 1－3）により管轄の県又は市に報告するものとする。

(3) 看護職員認知症対応力向上研修（マネジメント編）

ア 実施内容

マネジメント（人員、環境、情報管理等）の実践的な対応方法及び教育技能を習得させるものとする。

イ 研修対象者

過年度に、ステップ 1 研修を修了した看護師とする。

※募集人数を超過した場合は未受講の看護師を優先する。

4 受講者の募集等

3（１）～（３）の受講者の募集及び決定方針については、別途定める。

5 名簿の管理

県及び市は、別に定める共通様式により各々の管内の3（１）～（３）の研修修了者について、名簿を管理する。

6 研修修了者への修了証書等の交付

- （１）3（１）の研修については（様式２－１）及び（様式２－２）による修了証書と、認知症対応推進医師（オレンジドクター）及び認知症対応推進看護師（オレンジナース）の両者が属する病院に対し（様式２－３）による証明書を交付する。
- （２）3（２）の研修については、研修修了者に対し、修了を証するものを配付する。
- （３）3（３）の研修については、国要綱第6の様式6による修了証書を交付する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）8月20日から施行する。

この要項は、令和4年（2022年）8月19日から施行する。